

(希望があれば)要提出

2026年 4 月 24 日

各位

豊岡市 暮らし創造部 生活環境課長

2026年度生活環境課所管補助制度等について（お願い）

1 2026年度の生活環境課所管の各種補助制度

ご希望があれば、申請書を提出していただきますようお願いいたします。

- (1) 生活環境課所管補助事業等の交付基準一覧 資料①
- (2) 防犯灯の設置及び整備補助制度について 資料②
- (3) 環境衛生施設（ごみステーション・資源ごみ常設回収庫（集団回収用）
整備事業補助金について 資料③
- (4) 資源ごみ集団回収事業補助金について 資料④

2 提出期限

- (1) 防犯灯整備事業（区・町内会設置） 随時 ※LED灯からLED灯は対象外
- (2) 防犯灯設置事業（市設置） 6月30日（火）
- (3) 防犯カメラ整備補助金 9月30日（水）
- (4) ごみステーション設置 5月29日（金）
- (5) 資源ごみ常設回収庫設置（集団回収用） 5月29日（金）
- (6) 資源ごみ集団回収事業 終了後、速やかに申請してください。

別紙「2026年度生活環境課所管補助事業等の交付基準一覧」を確認してください。

申請書は市ホームページ「ごみ・環境・防犯に関する申請書」から入手していただくか、
生活環境課又は各振興局市民福祉課へお問い合わせください。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shinseisho/gomi/index.html>



3 その他

各事業とも、予算の範囲内で補助金を交付します。ご希望のとおりにならない場合
もありますので、ご承知おきください。

また、今後同様の予算が確保できるとは限りませんので、ご注意ください。

【提出先・問合せ】

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

暮らし創造部 生活環境課

TEL：23-5304(直通) FAX：23-0915

E-mail：seikatsukankyou@city.toyooka.lg.jp

2026年度 生活環境課所管補助事業等の交付基準一覧

【2026年4月24日現在】

補助事業名	交付基準等	補助率又は補助金の額	提出書類・添付書類	交付対象者	申請期限
防犯灯整備事業 (区・町内会設置)	区がLED灯の防犯灯を設置する場合に、その設置(器具の取替含む)に係る費用に対して補助金を交付する。 LED灯からLED灯への交換は補助対象外です。	・補助率:事業費の1/2以内 ・LED灯1灯あたりの上限額 (1) 電柱等既存支柱への設置 12,000円 (2) 支柱等を新設しての設置 17,500円	・補助金等交付申請書 ・設置費の見積書 ・設置予定場所の位置図、写真	区・町内会	随時
防犯灯設置事業 (市設置)	夜間の犯罪を防止し、明るいまちづくりを行うため、一定の条件を満たす道路に市が防犯灯を設置する。	現地確認後、緊急性等を考慮して設置します。ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。	生活環境課へご相談ください。		6月30日
防犯カメラ整備補助金	新規に防犯カメラを設置する場合に、その購入及び取付工事に係る費用に対して補助金を交付する。 修繕は補助対象外です。	補助上限額: 1箇所につき8万円	・補助金交付申請書 ・防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書 ・収支予算書 ・見積書のコピー ・仕様書のコピー ・地域合意書及び維持管理等誓約書 ・防犯カメラ設置位置図 ・写真(防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの) ・防犯カメラ等管理運用規程	自治会 防犯協会 地区コミュニティ組織等	5月1日より受付 9月30日まで 以降は、予定数量に達するか、12月25日(金)までのいずれか早い方。ただし、2月26日(金)までに実績報告書が提出できるものに限る
ごみステーション設置	・新設及び更新に限る。 ・形状は、アルミ、スチール、木等の素材を活用した外部と断絶できる建屋型の構造物とする。 ・施設に管理責任者を設け、適正な管理に努めること。 ・扉の形式は収集に支障のないものとする。	・補助率:事業費の1/2 ・上限額:1施設あたり5万円	・補助金等交付申請書 ・見積書 ・位置図 ・設計図 ・既存ごみステーション等の設置状況がわかる写真(更新の場合)	区・町内会	5月29日(金) 以降2027年1月29日(金)まで随時
資源ごみ常設回収庫設置(集団回収用)	・資源ごみ常設回収庫(集団回収用)で、新設、既存施設(集会所等)の活用による改修工事も対象とする。 ・形状は、アルミ、スチール、木等の素材を活用した外部と断絶できる建屋型の構造物とする。 ・施設に管理責任者を設け、適正な管理に努めること。 ・施錠できる構造とすること。	・補助率:事業費の1/2 ・上限額:1施設あたり5万円	・補助金等交付申請書 ・補助金等交付請求書 ・回収量のわかる伝票、明細書等 ・振込先通帳の写し	自治会 子ども会 PTA等	終了後、速やかに申請してください。
資源ごみ集団回収事業	・住民等で構成する営利を目的としない団体が回収した資源ごみに対し、その量に応じて補助金を交付する。 ・対象品目は、新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、古着、かん、びんとする。 (団体の例) 自治会、子ども会、育成会、婦人会、老人会、PTA等	・新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、古着 ⇒回収量1kgにつき7円 ・かん、びん ⇒回収量1kgにつき2円	・補助金等交付申請書 ・補助金等交付請求書 ・回収量のわかる伝票、明細書等 ・振込先通帳の写し	自治会 子ども会 PTA等	終了後、速やかに申請してください。

※裏面へ続く

補助事業名	交付基準等	補助率又は補助金の額	提出書類・添付書類	交付対象者	申請期限
【県事業】 緑化資材提供事業	NPO法人、自治会、婦人会、老人会等による地域の道路沿線や公共的な空間での緑化活動に対し、苗木・花苗、肥料等を提供する。 (通算3回に達している団体は申込みすることができません)	「緑化資材の提供事業資材リスト」に記載の資材別ポイントを参考に、合計が1,000ポイント以内になるように申請ください。	電話で申請書類をご請求ください。	NPO法人 自治会 婦人会 老人会等	4月30日 ※5月上旬に生活環境課を経由して県へ申請する予定です。

※各事業とも予算の範囲内で補助金を交付します。ご希望どおりにならない場合もありますので、ご承知おきください。

※上記各事業の申請書は、市ホームページから入手されるか、生活環境課または各振興局市民福祉課へお問い合わせください。

【お問合せ先・提出先】

- ・ 暮らし創造部 生活環境課 … 23-5304
- ・ 城崎振興局 市民福祉課 … 21-9066
- ・ 日高振興局 市民福祉課 … 21-9053
- ・ 但東振興局 市民福祉課 … 21-9033
- ・ 竹野振興局 市民福祉課 … 21-9074
- ・ 出石振興局 市民福祉課 … 21-9026

2026年度

防犯灯の設置及び整備補助制度について

(防犯灯を行政区が設置及び管理し、市が設置費用の一部を補助する制度)

1 制度概要

市では、行政区が防犯灯を設置する場合に、その設置に係る費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助を希望される場合は、申請書を提出してください。

ご希望どおりに補助できないこともありますので、交付決定後に工事にかかっていたりいただくようお願いします。

(1) 補助金額

LED灯の設置に要する費用の1/2以内(消費税含む)で、1灯あたりの上限は次のとおり。

電柱等既存の支柱への設置	12,000円
支柱等を新設しての設置	17,500円

蛍光灯などの整備は、対象外です。

(2) 設置内訳

ア 新設 新規に防犯灯を設置する場合

イ LED化 既に設置している蛍光灯等を取り外し、LED灯を設置する場合

※ LED灯の故障取替は、対象外です。

2 申請方法

『補助金等交付申請書』に次の書類を添付してください。

- (1) 防犯灯設置予定場所の位置図(住宅地図などに予定場所を記したもの)
- (2) 防犯灯設置予定場所の写真(コピー用紙にカラー印刷したものも可)
- (3) 防犯灯設置の見積書(消費税込みのもの)

3 提出先

生活環境課または各振興局市民福祉課

4 申請期限

随時受け付けますが、予算がなくなれば終了します。

【問合せ先】豊岡市 暮らし創造部 生活環境課

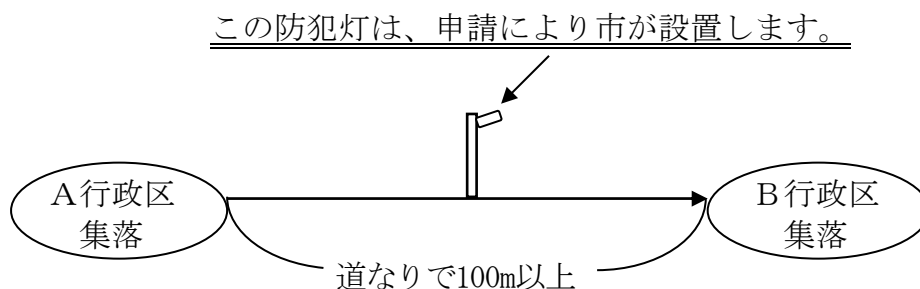
豊岡市中央町2-4 TEL 23-5304(直通) FAX 23-0915

市による防犯灯設置制度（市が設置及び管理を行う防犯灯）

1 制度概要

市では、下記の条件を全て満たす道路に防犯灯を設置する制度を設けています。
環境負荷の低減等を図るため、LED灯を設置しています。

- (1) 異なる行政区に属する集落同士の距離が道なりで100メートル以上離れている場所
(集落の端の家の敷地から10メートル以内は、行政区で対応をお願いします。)
- (2) 既存の防犯灯及び道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具から道なりでおおむね80メートル以上離れた場所
- (3) 犯罪が発生し、または発生するおそれがある場所
- (4) 通学路（ただし通学以外においても夜間における歩行者等の通行があるものに限る。）



2 申請方法

設置を希望される場合は、生活環境課にご相談ください。
(緊急度等を考慮し、予算の範囲内で設置を決定します。)
その際、可能であれば次のものをご用意ください。

- (1) 防犯灯設置希望場所の位置図
(住宅地図など、周囲100メートルの状況が分かる地図)
- (2) 防犯灯設置希望場所の写真（遠景）

3 お願い

市が設置した防犯灯が点灯しない等、修理が必要な場合は、管理票プレートの番号または電柱番号を生活環境課（23-5304）へご連絡ください。

2026年度

環境衛生施設整備事業補助金について

1 対象となる事業内容

- (1) ごみステーションの新設、更新(修繕は対象外です)
 - (2) 資源ごみ常設回収庫(集団回収用)の新設、更新、集会所等の既存施設の活用による改修工事
- ※交付基準は、別紙「交付基準一覧」をご覧ください。

2 補助率等

- (1) 補助率 事業費の2分の1
- (2) 補助金上限 1施設あたり5万円

3 申請方法

市ホームページに掲載している『補助金等交付申請書〔様式第1号(第3条関係)〕』に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出してください。

- (1) 見積書
- (2) 位置図
- (3) 設計図
- (4) 既存ごみステーション等の設置状況がわかる写真(更新の場合)

4 注意

- (1) ごみステーションと資源ごみ常設回収庫(集団回収用)の2種類の申請書がありますので、申請書の「2 補助事業等の目的及び内容」をご確認ください。
- (2) 審査の後、「補助金等交付決定通知書」を送付します。

(予算の範囲内で補助金の交付を決定します。ご希望どおりに補助できないこともありますので、必ず、交付決定後に工事にかかるようお願いいたします。)

5 提出先

生活環境課または各振興局市民福祉課

6 申請期限

2026年5月29日(金)

以降は、2027年1月29日(金)まで随時(予算なくなり次第終了)

【問合せ先】豊岡市 暮らし創造部 生活環境課
豊岡市中央町2-4 TEL 23-5304(直通) FAX 23-0915

2026年度 環境衛生施設整備事業

～ 手 続 の 流 れ ～

日程	豊岡市	手続・書類等	申請者 (区・町内会)
4月24日(金) 区長様広報便	案内の配布		
5月29日(金) まで	受付 (本庁又は 各振興局 市民福祉課) ↓ 審査 ↓ 交付決定	申請書の提出 [添付書類] ① 見積書 ② 位置図 ③ 設計図 ④ 既存ごみステーション等の写真 (更新の場合)	希望区・町内会 申請書を入手する
		補助金交付決定通知 補助金等交付請求書、実績報告書 の様式を同封します	希望区・町内会 ↓ ごみステーション・ 資源ごみ常設回収庫の設置
	受付 交付	補助事業等実績報告書 補助金等交付請求書 [添付書類] ① 領収書の控え(写し) ② 完了後の写真	希望区・町内会 希望区・町内会

2026年度

資源ごみ集団回収事業補助金について

1 資源ごみ集団回収事業補助金

- (1) 資源ごみの集団回収を実施された団体に、補助金を交付します。
- (2) 補助金額は、回収された資源ごみの品目により、1kgあたり2円または7円です。
- (3) 実施後、業者の仕切り伝票、振込先の通帳の写しを添えて申請してください。
- (4) 手続された月の翌月下旬を基準として、補助金を振り込む予定です。

2 補助金単価表

種類	品目	補助金単価
紙類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック	7円/kg
布類	古着	
金属類	スチール缶、アルミ缶	2円/kg
びん類	一升瓶・ビール瓶	

※びん類は2本を1kgに換算します。

3 補助金の支払い計算例

品目	回収量	補助金単価	補助金計算
新聞	1,300kg	7円	新聞 雑誌 ダンボール 牛乳パック 布 (1,300 + 200 + 300 + 100 + 50) × 7円 = 13,650円
雑誌	200kg		
ダンボール	300kg		
牛乳パック	100kg		
布類	50kg		
スチール缶	50kg	2円	スチール アルミ (50 + 50) × 2円 = 200円 一升瓶 ビール瓶 (20本 + 60本) × 0.5 × 2円 = 80円
アルミ缶	50kg		
一升瓶	10kg (20本)		
ビール瓶	30kg (60本)		
合計量	2,090kg		合計 13,930円

【注意】 回収量で小数点以下が出る場合は、小数点以下を切り捨てます。

(例) びん類が81本の場合

81本 × 0.5 = 40.5kg (0.5kg切り捨て)

40kg × 2円 = 80円

補助金 80円

4 業者の買取・有償について

品目や市況によっては、業者から団体へ代金が支払われる場合や、逆に、引取り手数料が発生する場合があります。業者によって単価や取扱いが異なりますので、事前に業者に照会するなどご留意ください。

【問合せ先】 豊岡市 暮らし創造部 生活環境課

豊岡市中央町2-4 TEL 23-5304 (直通) FAX 23-0915